

建設機械等損料算定表（令和5年4月1日）新旧対照表

様式	新	旧
<p>8. 被災地補正適用建設損料算定表</p> <p>P. 496</p>	<p style="text-align: center;">8. 被災地補正適用建設機械損料算定表</p> <p>東日本大震災で被災した東北3県（岩手県、宮城県、福島県）特有の施工環境下で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修繕費が増大していることから、本表（「8. 被災地補正適用建設機械損料算定表」）に示すブルドーザ（リッパ付ブルドーザを除く。）、バックホウ及びダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く。）については、運転1時間（日）当たりの損料に102/100を乗ずる機械損料の補正を適用する。</p> <p>補正後の運転1時間（日）当たり換算損料及び供用1日当たり換算損料は本表（「8. 被災地補正適用建設機械損料算定表」）のとおり。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><計算式></p> <p>運転1時間（日）当たり換算損料（補正後） = (運転1時間（日）当たり損料 × 2/100) + {運転1時間（日）当り換算損料}</p> <p>供用1日当たり換算損料（補正後） = (運転1時間（日）当たり損料 × 2/100 × 運転時間（日）) + {供用1日当たり換算損料}</p> <p>注1) 換算損料（補正後）は、四捨五入し、有効数字3桁とする。 注2) ダンプトラックのタイヤ損耗費には補正を乗じない。</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">ブルドーザ 8- 1 バックホウ 8- 4 ダンプトラック 8-14</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">R5.4.1改正 496</p>	<p style="text-align: center;">8. 被災地補正適用建設機械損料算定表</p> <p>東日本大震災で被災した東北3県（岩手県、宮城県、福島県）特有の施工環境下で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修繕費が増大していることから、本表（「8. 被災地補正適用建設機械損料算定表」）に示すブルドーザ（リッパ付ブルドーザを除く。）、バックホウ及びダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く。）については、運転1時間（日）当たりの損料に105/100を乗ずる機械損料の補正を適用する。</p> <p>補正後の運転1時間（日）当たり換算損料及び供用1日当たり換算損料は本表（「8. 被災地補正適用建設機械損料算定表」）のとおり。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><計算式></p> <p>運転1時間（日）当たり換算損料（補正後） = (運転1時間（日）当たり損料 × 5/100) + {運転1時間（日）当り換算損料}</p> <p>供用1日当たり換算損料（補正後） = (運転1時間（日）当たり損料 × 5/100 × 運転時間（日）) + {供用1日当たり換算損料}</p> <p>注1) 換算損料（補正後）は、四捨五入し、有効数字3桁とする。 注2) ダンプトラックのタイヤ損耗費には補正を乗じない。</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">ブルドーザ 8- 1 バックホウ 8- 4 ダンプトラック 8-17</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">R4.10.1改正 496</p>